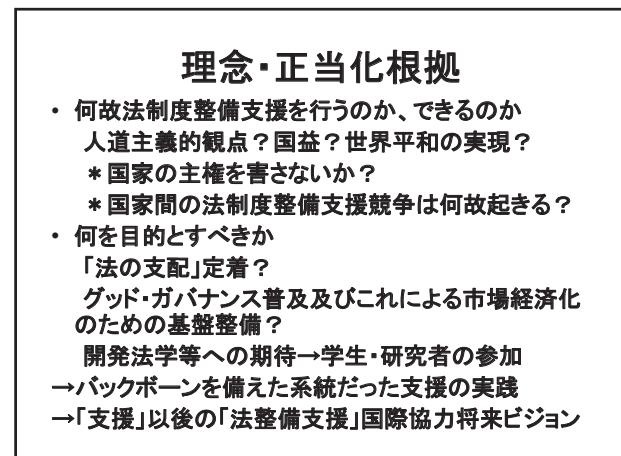
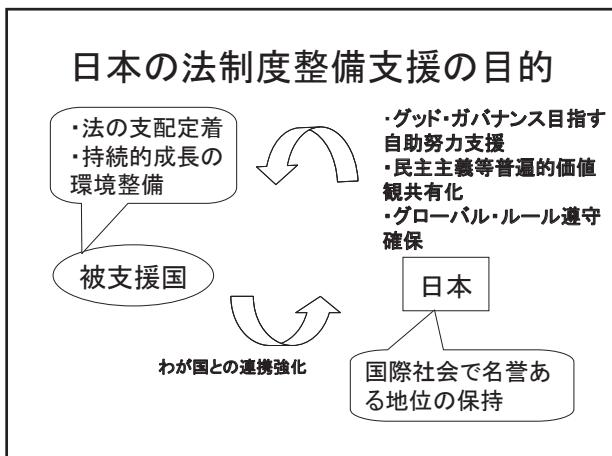
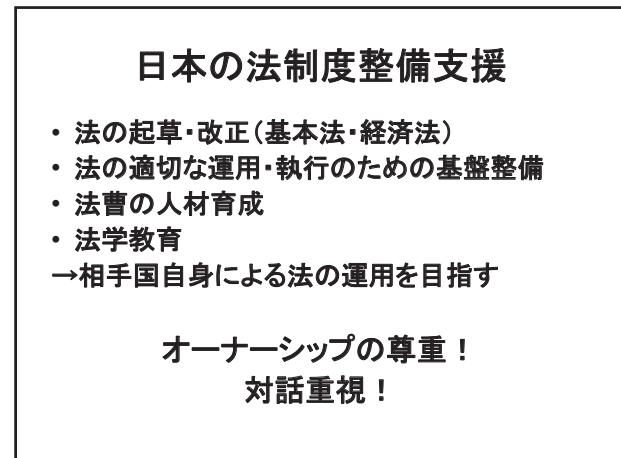
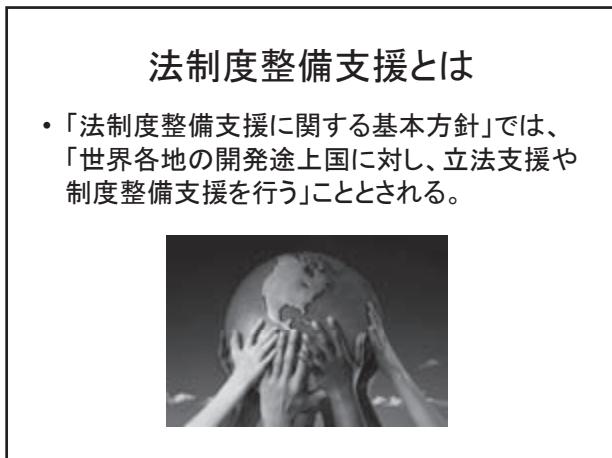
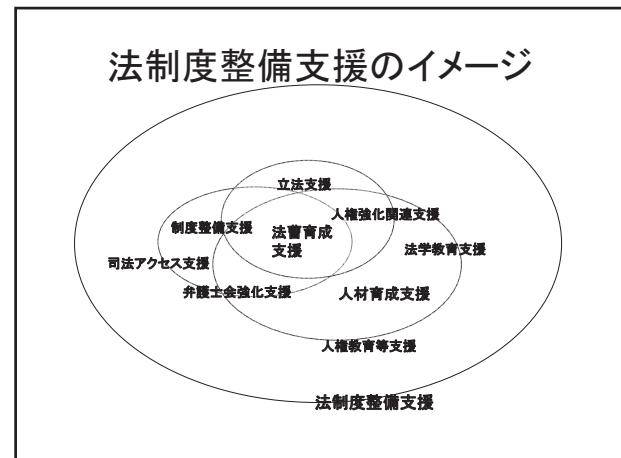
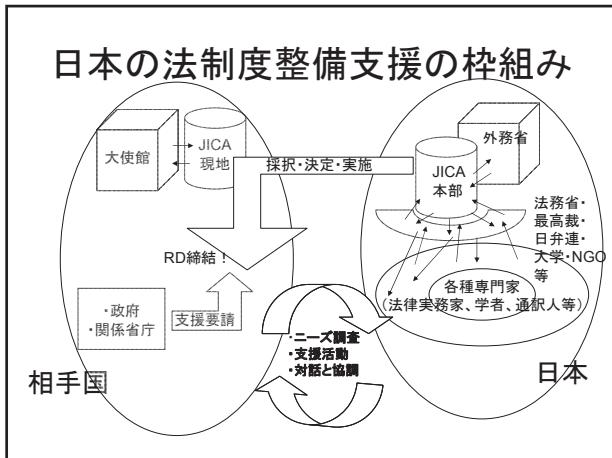


(資料)

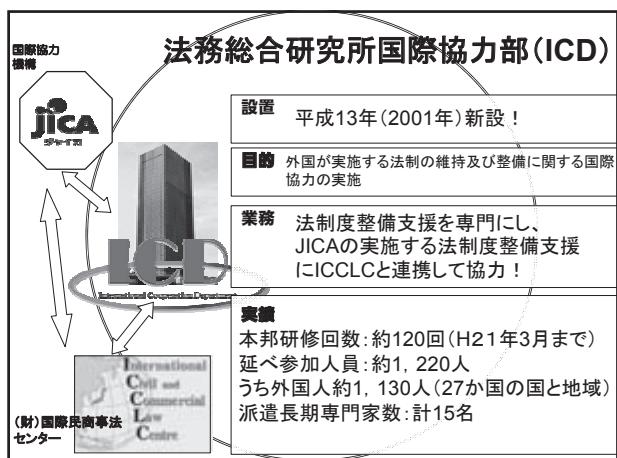
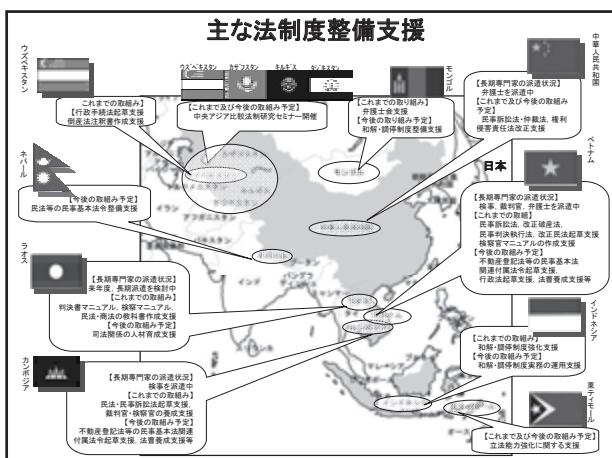
「日本の法制度整備支援」





法制度整備支援の手段・方法

- ・長期専門家(検察官、裁判官、弁護士などを1～3年間現地に派遣。)
 - ・国内支援組織(国内の学者・実務家による一定の目的のための部会・研究会)
 - ・本邦研修(一定の目的のため、相手方関係者を招聘して行う。)
 - ・現地セミナー(学者・実務家を短期専門家として派遣して行う。)

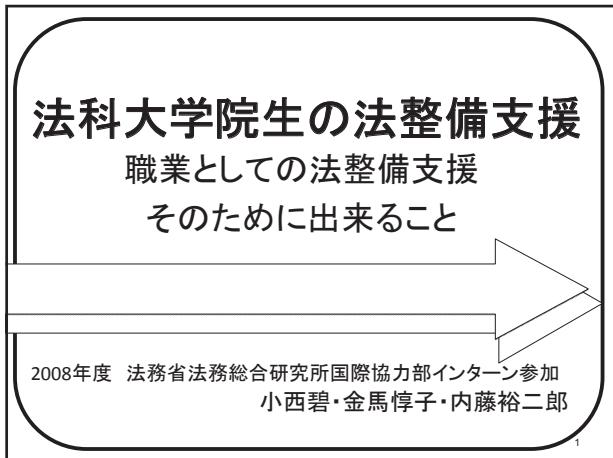


さあ、あなたも法制度整備支援に
参加しませんか！



Thank you very much
for your attention!

<法務省インターンシップ経験者>



プレゼンテーションの流れ

なぜ、私たちが法整備支援に
携わりたいと思うのか

法科大学院における現状

①認知度が低い ②興味が無い

解決策

解決策1 解決策2 解決策3

2

私たちが法整備支援に携わりたい理由(内藤)

- ・きっかけは、大学学部時代のゼミ
- ・その認識の下、アジアから欧米を放浪
- ・経済・犯罪のグローバル化

3

私たちが法整備支援に携わりたい理由(金馬)

- ・司法試験合格が目的。将来像は漠然。
- ・名古屋大学CALEでアルバイト。
- ・日本法を学ぶことが国際支援につながる。
法曹はドメスティックな職業ではない

4

私たちが法整備支援に携わりたい理由(小西)

- ・途上国訪問(ケニア・インド等)
国際協力に関心を持つ
- ・大学学部生時に国際協力ゼミに所属
法整備支援を知る
- ・ベトナム・ラオスで法の支配による発展の
可能性を感じた

08年度インターンシップを経験して

内容: ベトナム民事訴訟法
 刑事訴訟法 調査報告の見学

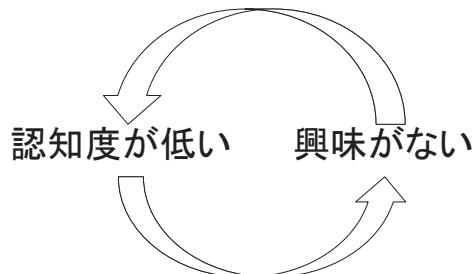
→ジェネラリストであることの重要性

- ・幅広い知識と実務経験が必要
- ・柔軟な思考と多様な価値観の理解の必要性
- ・異なる文化への理解
- ・体力も必要
- ・ほとんどがゼロからスタートするプロジェクト

6

法科大学院における現状

- ・法整備支援について知らない学生が多い
- ・知っていたとしても、興味を持たない



7

法科大学院における原因

①認知度が低い

原因a: 法科大学院の多忙な生活

原因b: 周知活動が足りない

8

法科大学院における原因

②興味がない

原因a: 法科大学院の多忙な生活

原因b: 周知活動が足りない

原因c: キャリアプランが不明確

9

法科大学院における原因

キャリアプラン
の提示

試験制度
改革
認知度
が低い
理由

キャリアpla
ンが不明確
である

周知活動を
増やす

法科大
学院の多
忙な生活

周知活動
が足りない

10

解決策1: キャリアプランの現状①

【検察官、裁判官】

任官後、法務総合研究所国際協力部
へ異動・出向

教官、長期・短期専門家として勤務

【弁護士】

長期専門家、短期専門家として勤務

国内外セミナー講師

11

解決策1: キャリアプランの現状②

- ・従事期間が限られている
長期でも2年～5年
- ・実務経験が必要である
- ・任期後の身の振り方が不安定である
- ・法整備のキャリアがその後、生かせる
かが不明である

12

解決策1：キャリアプランの展望

- ・援助庁のような統一機関の創設
→長期的なかかわり方が可能?
支援の効率が上がる?
- ・とまり木の役割を果たす法律事務所
→支援終了後の雇用が安定
- ・講師としてのキャリア

13

解決策2：周知活動を増やす

- ・法科大学院における法整備支援関連の講演
- ・海外プログラム・法整備支援に関する授業の展開
- ・インターンを増やす
- ・司法修習生主催の広報活動

14

解決策3：学生の側で出来ること

- ・書籍、雑誌の購読
 - ・法整備支援関連DVDの閲覧
 - ・法整備支援に関心があることのアピール
- 自らキャリアを創りだすこと

15

結論

1. キャリアプランを拡大、創設
2. 法科大学院や修習において周知活動を行う
3. 学生自ら行動する

16

ご静聴、ありがとうございました。

2008年度 法務省法務総合研究所国際協力部インターン参加
小西碧・金馬惇子・内藤裕二郎

17

<名古屋大学留学生>

**法整備支援における
日本法教育研究センターの役割:
ウズベキスタンを例として**



名古屋大学大学院法学研究科修士課程2年
Umirdinov Alisher Ibragimov Bunyod

法整備支援における人材育成
～日本法を外国法として学習する観点からの検討～
→法整備支援における日本法センターの意義・問題

- I 現地での学部生に対する日本語と日本法教育
- II 日本における法教育
- III 帰国後の法整備支援
 - ① 大学
 - ② 国家機関
 - ③ 民間企業

日本の専門家との交流

法整備支援とは
開発途上国が行う法整備のための努力を支援すること。

■その三つの基本的柱は以下

- 法令案作成
- 法令の運用・執行
- 人材育成

①現地の法・社会制度の調査
②現地の実務家に日本の制度の説明

問題点
1.短期研修
2.言語

日本へ英語で留学

英語による日本法教育の難点

- 技術的な問題
 1. 文献は十分に揃わない
 2. 改正に追随できない
 3. 英語では授業が少ない
- 理念的な問題
 1. 社会的な背景

解決策

日本法教育研究センターの設立



日本法教育センターの法整備支援における意義とは何か？

日本法を日本語で学習することの必要性

- ↓ 言語
- ↓ 社会的背景
- ↓ 法制度

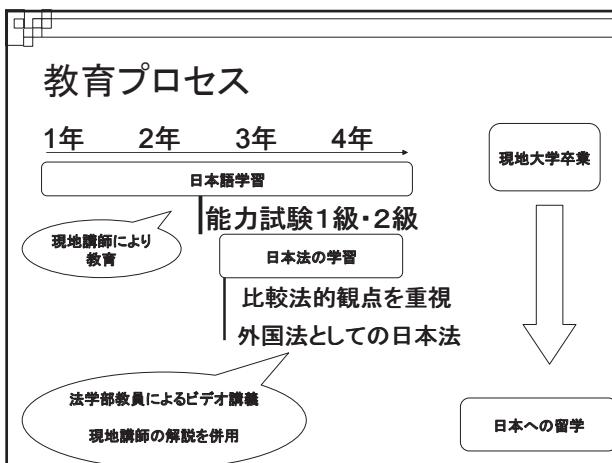
現地の語 現地の社会 現地の法制度

日本語 日本の社会 日本法制度

日本法教育研究センター

- 2005年9月7日にタシケント国立法科大学に設立
- 日本法の学習を日本語で現地で行う施設
- 日本人講師3名、現地人講師3名
- 学生約70名

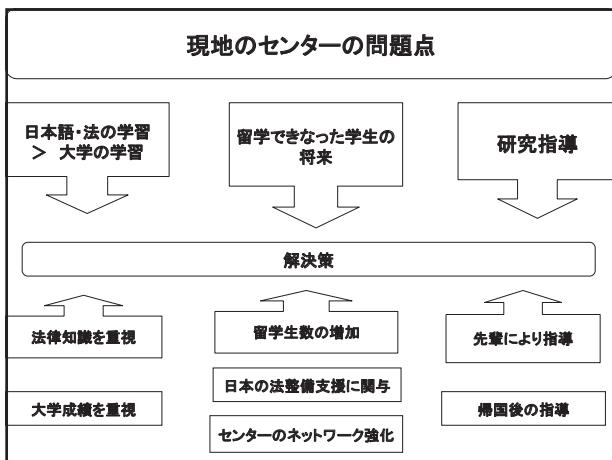




I 現地での学部生に対する日本語と日本法教育

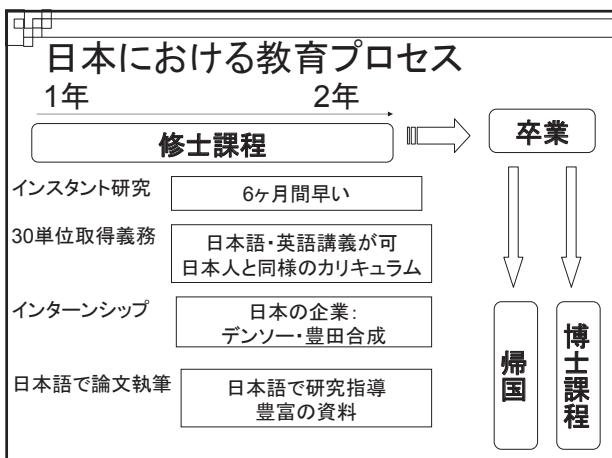
現地での日本法教育の内容

- 目的は基礎法知識
3つの段階によって成り立つ:
1)日本の政治・経済・歴史
2)日本法の基礎
3)日本法の各分野
- 補完的活動
スクーリング・夏季セミナー
シンポジウム・法整備支援へ参加



II 日本における教育

- 2007年10月～2009年4月8名入学
- 4名4月入学で半年研究生
- 専攻は憲法、行政法、刑事法、国際経済法、民事法、会社法
- 2009年10月1名博士後期課程入学(アリ)・1名帰国(ブニ)



修士課程:問題点と解決策

- 論文執筆の経験不足:センターでの学年論文授業
- 10月入学は4月入学のカリキュラムと合わない:時間の調整の必要性
- 法科大学院生と接触の機会が少ない:PSIプログラムの改善
- 専門に特化したインターンシップ制度は無い:専門向けのインターンシップの整備
- 卒業生が国に帰らない:現地において法整備支援とかかわる仕事の増加

日本における博士課程のメリット

- 日本法のより専門的な研究
- 専門分野のより深い研究
- 専門に特化した海外大学での研修
- 法整備支援に関するプロジェクト、専門に関する学会及び大会への積極的参加

III 帰国後の法整備支援

① 大学

法科大学

司法省

③ 民間企業

国内企業

世界経済外交大学

裁判所

外資系企業

日本法教育研究センター

大学に就職すると…

- 1) 専門に関する授業
- 2) 日本の法制度と日本の教育制度の紹介: 比較研究
- 3) 法学に関する著名な本のウズベク語への翻訳
- 4) 現地の日本法教育研究センターにおける活動

現地での日本の専門家との交流

- 人材育成: 日本法教育研究センターでの活動
- 学問的交流: 比較研究、国際シンポジウム
- 法案作成プロジェクトへの参加(行政手続法、知的財産法、破産法)

結論

- ・ 人材育成に関する法整備支援は他の形での法整備支援に対して基礎的役割を果たす。
- ・ 留学しなかったセンター卒業生の将来への支援の必要性がある。
- ・ センターライ生に対する日本における法教育のカリキュラムを発達させる必要がある。
- ・ 日本法教育研究センター生に対する人材育成プログラムの全ての段階が終わっていない。
- ・ 人材育成に関する法整備支援には長時間かかるが、より高い成果がある。

ご清聴ありがとうございます



ゼロから始める開発法学 マルチな視点からのアプローチ

慶應義塾大学 法学部法律学科 松尾弘研究会
4年 稲垣優季
3年 片山裕二朗・黒田修平・坂本辰仁・
鈴木貴博・高島悠介・谷本陽子・津田井保乃・
深沢瞳・明珍裕美子・山本ひかる

1

導入

- ・スタートは学部3年生
- ・週1回程度
- ・松尾弘教授の御指導の下、本ゼミ（民法）とは別に自主的に活動
- ・昨年度開設のため、摸索段階

2

08年度、09年度 研究会の活動

- 〈研究会〉
- 1. アジア・アフリカ・南アメリカを対象とする、過去15年のGDP、HDI(Human Development Index)比較
 - 2. 地域研究(各国発展要因分析)
 - 3. 世界の法整備支援機関の実務比較
 - 4. フランス民法・ドイツ民法・日本民法英訳
 - 5. 開発法学理論研究
- 〈現地調査〉
- ラオス法整備支援活動訪問(有志)
 - 発表>
法務省・JICA共催「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムにて発表

3

開発法学とは

「グローバル化社会において、法整備協力による規範形成のネットワークを通じて、個々の国家における良い統治の構築を促すことにより、平和的国際秩序としての地球的統治を実現するために、各国の状況に適合するような制度改革の内容と方法を探究する」(松尾弘「日本発『開発法学』の理論構築の試み」『アジ研ワールド・トレンド』No.143 2007年8月)

4

開発法学の四本柱

1. 法整備支援の主体と支援方法の研究
2. 法整備支援対象国家・地域の研究
3. モデルルールの研究
4. 開発法学理論の研究

5

1. 法整備支援の主体と支援方法の研究

6

はじめに(支援主体)

- 国際機関(金融機関):世界銀行グループ
　　アジア開発銀行
　　欧州復興開発銀行
(非金融機関):UNDP、国連総会
　　第六委員会
- 政府組織:USAID・CIDA・GTZ・JICA・DFID
- 非政府組織(NGO):NPO

7

世界銀行グループ

- 世界銀行(WB)
IBRD:公的・民間投資保証機関への融資
非金融業務を通じての貧困削減
IDA:貧困削減戦略の重要政策分野への融資
- 法の支配(the rule of law)プロジェクト
(1)司法制度改革
(2)法改革
(3)司法へのアクセス

8

世界銀行グループ

China Economic Law Reform Project

■支援内容

- ・機関への支援
- ・法的トレーニングの機会を提供
- ・政策実行
- ・法律へのアクセスの改善
- ・法律資格者関連の試験システム改革

9

China Economic Law Reform Project

の反省点

- ・結果は良好なものであった
- ・しかしながら、強度のモニタリングの弊害と評価システムの欠如により評価が曖昧に
- ・組織代表者から構成される法的顧問グループの確立の必要性
- ・国際的経験の国内法返還の際には起草者と借用者側からのアドバイザーの関与が必要
- ・新規プロジェクトの実施よりも既存組織を利用することで成功のチャンスが広がる

10

今後の課題

- ・成果の評価を正確に行える評価システム(M&Eシステム:モニタリング & エヴァリューション・システム)の整備
- ・一方的に支援を行うだけではなく、被支援者側の意見も取り入れた形での支援方法の確立
- ・既存組織を活用したプロジェクトの成功例の確立

11

アジア開発銀行 ADB

(Asia Development Bank)

法と政策改革 LPR (Law and Policy Reform)

- カンボジア:土地法の実施 フェーズ2
(1)土地所有についての法律を起草
(2)土地所有問題に関するNGO職員、裁判官、政府高官の能力の形成
(3)カンボジア国民の土地法の理解を促進
- ・コンサルタントが大きな役割を果たした

12

今後の課題

- ・現職の裁判官、検事に対する土地所有に関するトレーニング
- ・市民に対する土地法のさらなる普及、そのための教材の作成を行っていくこと

13

UNDP(国連開発計画)

- ・4つの重点活動分野
 - 貧困削減
 - 危機の予防と復興
 - 環境と持続可能な開発
 - 民主的ガバナンス
- 「法と人権」: 法整備支援が組み込まれている
- ・法整備は様々な領域に関係する。

14

UNDPの補足～1～

- ・UNDPとは: 国連システムのグローバルな開発ネットワークとして、変革への啓蒙や啓発を行い、人々がよりよい生活を築けるよう、各国が知識や経験や資金援助にアクセスできるように支援する主体
- 4つの重点活動分野
 - 貧困削減: 貧困の原因となるHIVの蔓延防止、教育機会の実現、農作物の収穫量の増加など長いスパンで貧困削減に取り組んでいる。
 - 危機の予防と復興: 復興支援、自然災害の支援などをを行う。
 - 環境と持続可能な開発: 水資源や、CO2排出などを持続可能な方法で管理できるように、政策提言、パートナーシップの構築および成功事例の共有などを通じ、各国の能力強化を支援している。

15

UNDPの補足～2～

- ・民主的ガバナンス: 民主的ガバナンスは、人々の意見を政策に反映し、人々がより多くの自由な選択肢を持つようにするために不可欠。そこでUNDPは、民主化への取り組みを支援する世界最大の機関として、予算の4割を民主的ガバナンスの強化にあてている。2007年にはシエラレオネの国政選挙を支援し、同国初の民主的な政権の交代が実現している。ここに「法と人権」パートの1つとして法整備支援が組み込まれている。
- 治安の悪化、貧困危機時の法整備支援では効果は薄い。
→法整備支援は様々な領域に影響する。→4分野を持つUNDPのメリット！

16

法整備支援の具体例

- ・「紛争時・紛争後の法の支配の強化」
- ・法の支配の重要性
- ・司法と治安に影響
- ・紛争拡大を示す重要な指針としての役割
- ・様々な領域との関係性
- 法の支配を中心とした紛争からの脱却
- ・研究における今後の課題
- ・カバーしきれていない部分: 民事法、行政法
- ・柔軟なアプローチの有無

17

USAIDの法整備支援

- ・USAID=1961年に設立されたアメリカ合衆国の非軍事の海外援助を行う政府組織
- 〈USAIDの法整備支援〉
 - ・枠組み… 民主主義と統治(法の支配と人権など)
経済成長と貿易(法と制度改革など)
- ・特徴…
 - ①ミクロレベルからのアプローチ
 - ②現地機関、企業との協力
 - ③国家戦略実現手段としての側面

18

USAID法整備支援の特徴① 具体例

(1)森林法確立(フィリピン)

〈背景〉

フィリピン・ミンダナオ島では森林資源が野放しの状態で、生活のために使用されていた。制限がない状態では、環境破壊を招く恐れがあった。

〈支援内容〉

ミンダナオ島において、USAIDはフィリピン政府と協力して、地域密着型の森林法を確立した。それにより、島民には森林資源を利用する権限が与えられた。

19

USAID法整備支援の特徴② 具体例

(1)法業務開放(ベトナム)

〈背景〉

ベトナムでは外国の法律事務所の活動に制限があり、外国人弁護士は、ベトナムの法律に助言することも、現地で弁護士を雇うことも出来なかつた。

〈支援内容〉

ベトナムの法務省と協力して、外国弁護士のための新たな法令を作成した。また、法令の草案に助言したり、草案作成の中心人物を中国に勉強させに行かせたりと、積極的に支援、法令は承認されて外国人弁護士に権限が与えられた。

20

USAID法整備支援の特徴② 具体例

(2)インターンによる立法過程研究(フィリピン)

〈背景〉

ミンダナオ島において、イスラム教分離主義者と政府の闘争が続き、政治も経済も不安定であった。

〈支援内容〉

フィリピンの代議員議長と提携して、ミンダナオ島の大学生をマニラで議員インターンシップさせた。参加者にする政府の内情を知り、政策立案者と視点を共有する機会を与えた。

21

USAIDの法整備支援 まとめ

〈特長〉

- ・民主主義と統治>経済成長と貿易
- ・地域密着型の法整備支援
- ・積極的な他機関との関わり

〈今後の課題〉

- ・支援対象国を選択をなくすべき?

22

GTZについて

- ・GTZとは
→ドイツの法整備支援主体
- ・主な法整備支援
→法典整備(民法典、経済法分野など)
法支援(裁判所やロースクール)

23

GTZの支援の特徴

- ・被支援国との対話を中心に行う
↓
ニーズの把握が可能
その国が望む支援を実現
- (⇒一部コンサル会社による支援)
ニーズを無視した一方的な支援
→適当に作られた法律が発展阻害要因にもなりえる

24

今後の課題

GTZの支援形態は望ましい形態



一定の成果あり

長期的に見た場合どうなのか？

25

○これまでの問題点

- ・支援主体の協調と一貫性のなさ ●
 - ・支援主体間の競争(争い) ●
 - ・短期発展に終わる ●
 - ・法の支配支援の効果の評価 ☆
 - ・資金調達の問題 ☆
 - ・知識共有手段の不整備 ☆
 - ・非公式の司法制度の軽視
 - ・国際法違反
- 各支援主体間の協力不足
☆基盤の未整備

26

国連(総会)

- ・国連(総会)の果たすべき役割
:活動の中心となる
- ・国連総会レポート A/63/226
 - ①法の支配支援基盤(知識共有等)形成
 - ②法の支配に関する協定作成
 - ③支援主体・被支援主体の協力体制形成

27

○第六委員会の取り組み

- *国連総会レポート(The rule of law at the national and international levels)
(61st,62nd)
- 現在の国連内の機関の活動を把握する試み
- 把握した「法の支配」の活動強化、調整のための手段、方法の認定を求める
(63rd)
- 法の支配の指針を示す
- *国際レベルの法の支配の促進
- *国際法の実行による加盟国の法と実践
- *紛争と紛争終結後における法の支配と移行期の司法

28

展望

- ・支援主体の役割をどのように調整？
 - ・支援・被支援主体間の協力をどう促すか？
 - ・協定の具体的基準は？
- ⇒国連はどのようにして役割を果たすべきか？

29

2. 法整備支援の 対象国家・地域の研究

30

地域研究 概要

◆内容

- 1、途上国のGDP推移分析
- 2、数カ国発展要因分析

◆対象国

ベトナム・カンボジア
ブルンジ・セーシェル・赤道ギニア・ニジェール・シエラレオネ・コンゴ・ザンビア
キューバ・ボリビア・ハイチ

31

発展要因の関連構造(仮説-1)

<発展阻害要因>
・紛争 ←民族対立 ←言語
←格差
←植民地支配下の構造
←経済的利益・権力・資源+利権を狙う諸外国の支援
←対外政策
⇒経済政策の失敗
⇒内政不安定
⇒外国投資減少
・国際承認を得られない事情
→経済制裁 ⇒資金を得られず経済崩壊
⇒国内産業に集中化し、自給率低下
⇒教育や社会保障等の削減

32

発展要因の関連構造(仮説-2)

<発展促進要因>
・教育 識字率・就学率の向上 →弱い地位にいる民族からの反発を防ぐ
・政策の成功
・近隣国との強力な協力信頼関係・安定した資金援助／貿易／投資
・価格や天候に変動されない産業
・資源の有効活用
・宗教的まとまり／国民性

33

今後の課題

- ・「発展」の定義についての統一見解を深める <発展要因分析>
「一つの要因に限定し、国ごとに比較する、ヨコの分析」
- ・発展要因分析とGDPを関連づけて分析する手法を探る。 <法制度、理論の関連>
「具体的な制度・法制度を調べ、発展要因分析とあわせて分析」
- ・開発経済学や国際政治に関する基本的な知識を身につける。

34

3. モデルルールの研究

35

モデルルール研究

活動状況

- ・各国民法典の対照表作成
→起草の際にベースとなる基礎的な概念・制度を抽出
- ・各国の民法の研究
→各制度の比較・制度構成の多様性
(ex) 即時取得

36

| | 日本 | フランス | ドイツ | カンボジア | ラオス |
|--------------------|---------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|--|--|
| 主観的要件 | 善意無過失 (§ 192) | 解釈 | 善意無重過失 | 善意無過失 (§ 193本文) (*1) | 善意 |
| 盗品遺失物の特例 (回復期間) | 2年間 (§ 193) | 3年間 (§ 2279但書) | 制限なし | 2年間 (§ 194 I) | 5年間=時効取得前(§ 58) |
| (同上) 代価弁償の要否 | 競売・市場で善意で買 い受けた場 合(§ 194) | 定期市・市場・競 売で買受けた場 合(§ 2280前段) | 金銭、無記名証券およ び公の競 売で譲り受 けた場合 | 競売・市場で 善意で買 い受けた場合 (§ 194 II) | 資産価値に応 じた代価を弁 償することで、 時効取得を防 ぐことができる |
| 備考 | | 例外あり (§ 2280後段) | | *1 所有者直 接占有下で は不可 | *1 典型的な即時 取得ではない |

37

- ・主観的要件→善意～善意無過失まで
 - ・盗品・遺失物の特例→ほとんどの国に存在
 - 回復期間は2・3年、制限なしの国も。
 - 公の市場等で買った場合の特例
- ⇒各国の経済状況の発展に適合した制度を選択・導入できるような多様なモデルを提示することが望ましい。

38

4. 開発法学理論の研究

39

理論研究の主な柱

- ・①制度はどのようにして変わりうるか
 - 制度はどこまで人為的に改革可能か。
- ・②法の支配の意義
 - 法の改革を通じた「制度改革の手段」としての法の支配、とは何か。
- ・③政府の役割（秋の予定）
 - 法改革（法の支配の浸透）における政府の役割、市場との役割分担。

40

制度はどのようにして変わりうるか

- ・新制度学派 ⇄ 比較制度分析
 - 参考文献:D・ノース、青木昌彦
 - 法制度の変化と社会の動きに、どのような因果関係があるか
 - 意図的な制度変化の可能性を認める
 - ⇨制度変化を進化論的に捉える
 - Informalな制度を含めた制度変化の難しさ:人々の行動パターンを決定付けるのは、精神モデルや価値観、世界観
 - 内生的な動きの重要性

41

法の支配の意義

- ～法改革を通じた制度改革の手段としての法の支配～
- 「意図的な制度改革により社会の動きに影響を与えることができる」、という考え方が前提。
- そのためには、どうすべきなのか
 - 法の支配の確立を目指した法改革
 - 法の支配とは何か、どのようにして確立できるのか

42

政府の役割

法の支配を確立、浸透させるためには政府の役割は重要

「政府主体の開発 ⇄ 市場経済に委ねた開発」

という対立図式ではなく、役割分担が必要となってくる。

*「ポスト開発国家」から、「新開発国家」へ
→秋以降のテーマの一つ

43

これまでの参考資料

① 法学セミナー
→「法と開発」の理論と実践

② 法務省総合研究所
→「法整備支援をめぐる国際情勢と開発法学」

③ 「開発法学の根本問題」
~法の支配とより良い統治の関係を中心にも~

④ 「A Concise Guide To The Rule of Law」

⑤ Rule of law index ver.2

その他。講義形式、輪読形式により随時読み進める。

44

ディスカッションに向けて

～学部段階で法整備支援に携わる場合～

・時間的な余裕がある

→ 自由度の高い研究が可能

→ 海外渡航などが容易、現場を知ることが可能

・カリキュラムの仕組み次第での話

→ 開発法学の認知度の向上に携わることが可能

→ 「将来を見据えた人材育成」の一環としての教育
を早い段階で受けることが可能

45